

## 電気需給約款 新旧約款対照表

条項	変更前	変更後
5.需給約款の変更 (2) ロ	<p>ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、<u>当社が適当と判断した方法</u>により行い、<u>当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号</u>を記載します。</p>	<p>ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、<b>電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法</b>により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号<b>のみ</b>を記載します。</p>
14.料金	<p>(1)料金は、以下に定める基本料金、従量料金、予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、別表に定める料金表により算定された燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、支払期日までにお支払いいただきます。</p>	<p>(1)料金は、以下に定める基本料金、従量料金、予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、別表に定める料金表により算定された燃料費調整額を、支払期日までにお支払いいただきます。</p> <p><b>(以下追加)</b> ただし、燃料調整額は別表 3. (燃料費調整) (1)ロ (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は差し引いたものとし、別表 3. (燃料費調整) (1)ロ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は加えるものいたします。</p>

<p>34. 需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金の精算</p>	<p>お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。<u>ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。</p> <p>(以下削除)</p>
<p>35. 需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算</p>	<p>お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社がお客さまに電気を供給するための送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。<u>ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。</p> <p>(以下削除)</p>
<p>39. 料金単価の変更</p>	<p>(略)</p> <p>新たな料金単価をご承諾いただけない場合、適用開始日の<u>15 日前まで</u>に当社に対して需</p>	<p>(略)</p> <p>新たな料金単価をご承諾いただけない場合、適用開始日の<u>1ヶ月前まで</u>に当社に対して</p>

	給契約の廃止のお申し出をいただくことで、33.(需給契約の廃止)の定めにかかわらず、本契約を解約することができます。 (以下変更なし)	需給契約の廃止のお申し出をいただくことで、33.(需給契約の廃止)の定めにかかわらず、本契約を解約することができます。 (以下変更なし)
--	--	---

別表3(1)イ

※旧約款上では関西エリアにおいて、関西(旧)・関西(新)・関西(新新)の3種類が存在していましたが、新約款では関西エリアにおける燃料費調整額の表記を統合させていただきます。

エリア	変更前			変更後		
	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$
北海道	0.4699	-	0.7879	0.0033	0.0069	0.9450
東北	0.1152	0.2714	0.7386			
東京	0.1970	0.4435	0.2512			
中部	0.0275	0.4792	0.4275			
北陸	0.2303	-	1.1441			
関西	0.0140	0.3483	0.7227			
中国	0.1543	0.1322	0.9761			
四国	0.2104	0.0541	1.0588			
九州	0.0053	0.1861	1.0757			

別表3(1)ロ

特別高圧の基準燃料価格の追加

エリア	変更前	変更後
	基準燃料価格	基準燃料価格
北海道	記載なし	29,500円
東北		21,600円
東京		21,900円
中部		23,800円
北陸		29,600円
関西		27,000円
中国		18,200円
四国		25,700円
九州		33,400円

高圧の基準燃料価格の変更

	変更前	変更後
エリア	基準燃料価格	基準燃料価格
北海道	37,200 円	28,900 円
東北	31,400 円	20,600 円
東京	44,200 円	21,500 円
中部	45,900 円	23,400 円
北陸	21,900 円	29,300 円
関西	27,100 円	26,600 円
中国	26,000 円	17,100 円
四国	26,000 円	25,000 円
九州	27,400 円	33,100 円

別表 3(2)

基準単価の変更

エリア	変更前		変更後
	高圧	特別高圧	特別高圧・高圧
北海道	18 銭 9 厘	18 銭 4 厘	41 銭
東北	21 銭 3 厘	20 銭 6 厘	
東京	22 銭 4 厘	22 銭 1 厘	
中部	22 銭 3 厘	22 銭 0 厘	
北陸	15 銭 2 厘	15 銭 0 厘	
関西	15 銭 8 厘	20 銭 4 厘	
中国	23 銭 4 厘	15 銭 6 厘	
四国	18 銭 8 厘	18 銭 3 厘	
九州	13 銭 0 厘	12 銭 8 厘	

4. 離島ユニバーサルサービス調整

削除

5. 特定休日

前項目が削除されることにより、条項番号を 4 へ変更

以上